

町報

KADOGAWA

かどがわ

2

平成13年2月号 第467号

今月の主な内容

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ■家電リサイクル法 …………… 2～3 | ■宮崎県交通災害共済の加入 …………… 6 |
| ■新入学児童名簿 …………… 4 | ■住みよい地域づくり町民運動推進大会 …………… 8 |
| ■奨学生募集 …………… 5 | ■カムリウミスズメ保護啓発講演会 …………… 9 |



平成13年1月4日

県下のトップ 消防出初め式

日本一住みよい門川町

Q2 どうして消費者が料金の負担をしなければならないのですか？

A 家電リサイクル法の円滑な運用のためには、小売店による収集・運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といった、それぞれの役割分担が必要不可欠です。消費者も費用の分担を通じて、循環型経済社会の構築に向けて重要な役割を担うことになります。

Q3 消費者が負担する料金はいくらですか？

A 消費者の負担する料金は、『小売店の収集・運搬料金』+『メーカーのリサイクル料金』です。公表されているメーカーのリサイクル料金（1台分、消費税別）は次のとおりです。テレビ2,700円・冷蔵庫4,600円・洗濯機2,400円・エアコン3,500円となっています。なお、小売店の収集・運搬料金については、これから決定されることになります。

Q4 古くなった家電製品を引き取ってもらいたいのですが？

A その製品をお買い上げになった家電小売店か、同じ種類の商品を買おうとしている小売店にご連絡ください。この場合、小売店には古い家電製品を引き取る義務があります。その際、消費者は、その家電製品を①収集・運搬するための料金と②リサイクルするための料金をご負担いただきます。

県下一斉ねずみ駆除月間

2月1日(木)～
2月28日(水)

みなさんのご協力により県下一斉駆除運動も今年で42回目となりました。

ねずみは、農作物を食べ荒らしたり、病気を媒介したりすること等もあり、私達の生活に大きな損害を与えています。

ねずみの駆除は環境の駆除が第一と言われています。その為には、

- ① 餌を与えない。
- ② 巣の材料を与えない。
- ③ 通路を防ぐ。



これに殺そ剤を併用して地域ぐるみで集団駆除を行えば効果は最大です。みんなで協力し、清潔で健康的な生活環境を築きましょう。

問い合わせ 生活環境課 ☎63-1140(内線222・223)

家電リサイクル法がはじまります

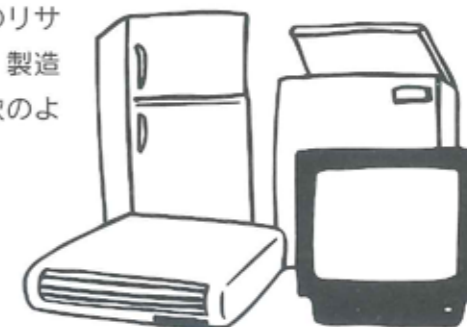
はじまります

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

平成13年4月1日より家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が本格施行されます。これは、一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品の有効な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

家電リサイクル法においてリサイクルの対象となる品目は、テレビ(ブラウン管式に限定)電気冷蔵庫・電気洗濯機・エアコンの4品目です。

家電リサイクル法では、これら家電4品目のリサイクルを実施するために消費者・家電小売店・製造業者がそれぞれ役割を定め協力し合うように次のように定義されています。



平成13年
4月1日施行

それぞれの役割と責任

- ①消費者(排出者)はリサイクルに係る料金と、収集・運搬にかかる料金の負担する
- ②小売業者は家電製品を引き取り家電メーカーに運搬する義務を負う
- ③製造業者(家電メーカー)は引き取った家電製品をリサイクルする義務を負う



家電リサイクル法の疑問 Q&A

Q1 家電リサイクル法はどんな法律ですか？

A 現在実施している容器包装リサイクル法と同じく、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて生活環境の保全と資源の有効利用を図るものです。

家電リサイクル法では、家電製品の中から資源として利用できる鉄・銅・アルミ・ガラス等を取り出してリサイクルいたします。テレビ55%以上・冷蔵庫50%以上・洗濯機50%以上・エアコン60%以上が資源として再利用されることになります。

また、エアコン・冷蔵庫に入っている冷媒フロンもあわせて回収・処理されます。

入学おめでとう

平成13年度の新入学児童を1月9日現在で調査いたしましたので、地区名や氏名の誤り、記載もれがありましたら、教育委員会までご連絡ください。

該当児童
平成6年4月2日から
平成7年4月1日まで
に生まれた者。

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 後藤 紫帆里 | 黒木 新太郎 | 島田 奨太 | 山良 優平 | 米下 峻 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 黒木 佳奈 | 徳永 くれは | 佐藤 混二郎 | 山下 幸星 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 安田 有希 | 奈須 未希 | 柴田 有希 | 西村 幸星 | 久米 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 中田 優香 | 秋田 玲香 | 中川 涼奈 | 後藤 明日華 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 田原 裕也 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 山本 菜奈子 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 児玉 賢弥 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 石野 啓介 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 今野 和子 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 梅田 信也 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 岡元 満裕希 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 川口 希晶 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 宮崎 希晶 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 黒田 多希晶 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |
| 後藤 紫帆里 | 池田 愛華 | 中川 涼奈 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 | 黒木 龍太 |

奨学生募集

平成13年度 高校・大学の奨学生

3月1日～3月30日まで受付

平成13年度高校・大学の奨学生若干名を「門川町奨学規定」に基づき、次の要領で募集します。希望される方は、規程条文を熟読のうえ、教育委員会に願書を提出してください。（願書は教育委員会にあります。）

- 一、受付期間
平成13年3月1日から平成13年3月30日まで
- 二、募集人員
若干名
- 三、貸付基準
(1)家計について、本人の属する世帯の総所得金額が原則として、下記の表の収入基準額以下であること。
ただし、母子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯については、総所得から特別控除を控除した金額を総所得金額とする。

| 世帯員 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得金額 | 76万円 | 152万円 | 228万円 | 304万円 | 380万円 | 456万円 |

- (2)人物、学業及び世帯人員等について
貸付基準より審査する。
- 四、願書の提出について
本人持参のうえ提出すること。
- 五、貸付者決定は6月末日です。

門川町奨学規程(抜粋)

- 第一条(目的)
この規程は、向学心を持ちながら家庭の経済的理由により就学困難な者に対し、学資の一部を貸与し、教育の振興を図り、将来有能な社会人の育成に勤めることを目的とする。
- 第二条(資格)
前条による学資を貸与する生徒は、保護者が本町に住所を有し、将来において住居を有する見込みのものとする。

- 第八条(選考)
一、奨学生の決定は、町教育委員会が行う。
二、奨学生の決定者には、奨学金貸付決定書をもって通知する。
三、奨学生として許可された者は、規程を正しく守る旨の誓約書を直ちに提出しなければならない。
- 第十四条(奨学金の返還)
奨学金の返還については、貸付期間の二倍の期間内で返済しなければならない。

第七条(提出)

- 一、奨学生願書
- 二、家庭状況調査書
- 三、学業成績証明書(前年度)
- 四、入学許可証明書または在学証明書
- 五、源泉徴収票もしくは資産、所得及び納税を証するもの

お問い合わせ

教育委員会(教育総務課)
☎(63) 1140
(内線267・268)



電話代金請求を装った詐欺に注意しましょう。



交 番
だより
＜問い合わせ＞
門川交番
☎63-1442

今、全国的に電話代金等の請求を装った詐欺事件が多発しています。門川町内におきましても、同様の請求がなされております。これは、はがきが送られてくるものですが、内容は、

- ・「ダイヤル情報提供料が未納ですので、書面をもってご連絡させていただきます。」
- ・「早急に下記口座までご入金ください。」
- ・「入金がない場合は、直接ご自宅に回収に伺うこととなります。」
- ・「早急にご入金ください。」
- ・「入金がない場合は、直接ご自宅に回収に伺うこととなります。」
- ・「ダイヤル情報提供料が未納ですので、書面をもってご連絡させていただきます。」

が書かれており、

- ・ 電話名義人
- ・ 使用電話番号
- ・ 請求金額
- ・ 銀行振り込みは電信扱いで、必ず電話番号で入力してください。
- ・ お支払い期限は二週間以内とさせて

賞せい剤等薬物の乱用をなくしましょう。
ダメ、ゼツタイは薬物乱用防止の合い言葉

今、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用は世界中に急増しており、特に次世代を担う若者たちに襲いかかっています。

薬物乱用は、伝染病のごとく私たちの知らない間に、流行的・享乐的な風潮で私たちの社会を腐食・崩壊させようとしています。

そこでこのような状況を憂慮して、世界の国々が一丸となって、薬物乱用を撲滅しようという機運が国連を中心に盛り上がっているのです。

1 薬物乱用者にみられる性格・人格の変化

- 情緒面での変化
 - ・ いらいらして落ち着かない
 - ・ 人の立場を理解せず、わがまま
 - ・ 責任を負わず、人のせいにする
 - ・ 気が短くなり辛抱ができない
- 意欲面での変化
 - ・ 無気力でだらしない
 - ・ 目標意識がなかなかもてない
 - ・ 何かやろうとする意欲がわかない

等という内容です。このようなハガキ等で現金を振り込ませ、騙し取るというものです。支払う必要はありません。このようなハガキを受け取られた方は、交番に連絡してください。

2 薬物乱用者にみられる障害等

- 社会的不適応
 - ・ 人づきあいを避ける
 - ・ 自殺を考える
 - ・ 道徳心が低下する
 - ・ 平気でうそをつく
 - ・ 言葉使いが乱暴になる
 - ・ 金遣いが荒く、借金がたまる
 - ・ 物にあたりたり、人に暴力をふるう
- 薬物乱用者にみられる障害等
 - ・ 物が大きく見える(巨視)
 - ・ 物が小さく見える(小視)
 - ・ 物の形が変わって見える(変形視)
 - ・ 実在しない物が見える(幻視)
 - ・ 実在しない音が聞こえる(幻聴)
 - ・ 手足が震える
 - ・ 考えられない音が聞こえる(幻聴)
 - ・ シビレて自由に動けない

等の障害が発生します。

昨年の交通事故

| | |
|------|------|
| 人身事故 | 172件 |
| 死者 | 2名 |
| 重傷者 | 15名 |
| 軽傷者 | 205名 |
| 物損事故 | 325件 |

確実な安全確認をお願いします。

宮崎県交通災害共済に加入しましょう

- 他の保険に関係なく支給されます。
- 掛け金が安い(1人年間500円)
- 加害者、被害者は関係ありません。(加入者本人へ支給されます)

万一の時、あなたご自身とご家族の生活の手助けになればという目的で、加害者、被害者に関係なく7日以上の治療を要した人身事故の場合、年間1人500円の掛け金で、1万~100万の見舞金が支払われるのがこの交通災害共済制度です。

また、他の保険に加入していても支払いが受けられます。詳しくは、別紙配布の「町村交通災害のしおり」をご覧ください。

なお、加入申込書につきましては、昨年までは役場で各世帯ごとの氏名等を記入して配布していましたが、今年度からはプライバシー保護の観点から用紙のみを配布し、加入者本人に記入してもらうことになりました。

また、加入申込みにつきましては従来通り地区会長さんを通じて申し込んでいただきますが、直接、役場で申し込むこともできます。

受付 場所.....門川町役場 2階 総務課
 受付 期間.....平成13年2月15日~3月31日(土・日・祝祭日を除く)
 受付 時間.....午前8時30分~午後5時
 その他「地区名」「住所」「氏名」「生年月日」は、必ず正確にご記入ください。
 (見舞金請求の場合、まちがっていると支給申請ができませんのでご注意ください。)



申込方法

加入される方は交通災害共済加入申込書兼領収書・交通災害共済加入申込書兼納付書⑤・交通災害共済加入申込書兼納付書⑥にそれぞれの申込みマーク欄に○印をつけ、切りはなさずに掛け金を添えて、地区会長さん、または役場総務課へ申し込んでください。

なお、学生は門川町内に住民票がなくても加入できますので、名前を記入して申し込んでください。

■問い合わせ
 総務課 消防防災係
 ☎63-1140(内線)243

交通災害共済の申込み方法について

(記入例) ※3枚ともご記入ください

⑤ 交通災害共済加入申込書兼納付書(本部用)

| | | | | | |
|------|-----------|------|------|------|---------|
| 氏名 | 門川太郎 | 住所 | 本町 | 加入期間 | |
| 性別 | 男 | 年齢 | 30 | 生年月日 | 13年4月1日 |
| 住所 | 門川町本町丁目番地 | | | | |
| 加入期間 | 平成14年3月3日 | 支払金額 | 500円 | 支払済 | |
| 氏名 | 門川太郎 | 性別 | 男 | 年齢 | 30 |
| 住所 | 門川町本町丁目番地 | | | | |
| 加入期間 | 平成14年3月3日 | 支払金額 | 500円 | 支払済 | |
| 氏名 | 花子 | 性別 | 女 | 年齢 | 33 |
| 住所 | 門川町本町丁目番地 | | | | |
| 加入期間 | 平成14年3月3日 | 支払金額 | 500円 | 支払済 | |
| 氏名 | 一郎 | 性別 | 男 | 年齢 | 55 |
| 住所 | 門川町本町丁目番地 | | | | |
| 加入期間 | 平成14年3月3日 | 支払金額 | 500円 | 支払済 | |
| 氏名 | さくら | 性別 | 女 | 年齢 | 22 |
| 住所 | 門川町本町丁目番地 | | | | |
| 加入期間 | 平成14年3月3日 | 支払金額 | 500円 | 支払済 | |

記入しなくてよい

加入する場合に○印をする

学生は学生欄に○印して追加記入する

上記のとおり申し込み金を納付します。平成 年 月 日
 宮崎県町村総合事務組合管理者 殿
 ※ 加入者は申込に○印を記入して下さい。

カンムリウミスズメ 保護啓発講演会



門川町沖
のピロウ島で、
毎年2月から5月にか
けて繁殖する国の天然記念物

のカンムリウミスズメは、環境庁の出したレッドデータブックに掲載されている絶滅が心配されている鳥です。

門川町では、この小さなペンギンのようなかわいい鳥を未来の子供達に伝えていきたいと考えています。

今回、この鳥の調査に携わってこられた中村 豊さんをお迎えして、カンムリウミスズメのすべてをわかりやすく語っていただきます。

どなたでも参加できます。ご家族そろって、友達誘って来て見ませんか。

と き：平成13年3月10日(土) 9時30分受付 10時開始

ところ：門川町クリエイティブセンター視聴覚室

主 催：門川町・門川町教育委員会

講 師：中村 豊 氏
(宮崎野鳥の会会員・宮崎医科大学付属実験動物施設勤務)

対 象：小学校高学年～一般(町内在住であることを問いません)
小学校低学年、幼児は保護者の方の同伴で、静かに聴講ができることを条件に参加できます。

定 員：50名

申 込：平成13年2月13日～23日(定員になり次第締め切ります)

申込先：門川町教育委員会
社会教育課
電話63-1140(内線266)



第16回

住みよい地域づくり 町民運動推進大会

2月25日(日)門川町総合文化会館

大会テーマ

『一人一役・あなたが主役のまちづくり・まず実践を!』

第16回住みよい地域づくり町民運動推進大会・第10回生涯学習推進大会・ヘルスプロモーション'21を2月25日(日)、門川町総合文化会館で開催します。

地方分権は地域住民が主役。住みよい地域づくりはまさに住民に委ねられているのです。継続され一時代を築いてきた住みよい地域づくり運動と生涯学習の機運を飛躍させるべく実践発表等を交えて開催されます。自らの落語が小学4年生の教科書に掲載されるとともに、パソコン通信による落語普及も手がける落語家・三遊亭圓窓師匠の記念公演も楽しみのひとつ。

■日程

受 付 午前8時30分～
推進大会 午前9時～12時
(1) 開会行事
(2) 実践発表
(3) 記念講演

演題「笑ら門には福来たる」 三遊亭圓窓師匠

プロフィール

昭和15年10月 東京の深川に生まれる
44年3月 真打ちに昇進
48年3月 名古屋盆笑寺にてライフワークとして「圓窓五百噺を聞く会」を始める。
その他 パソコン通信による「圓窓五百噺全集」を始める
パソコン通信による「落語歌謡をスタート」
古文を解り安く楽しむための企画として「古文落語」のシリーズを展開中



■申し込み及び問い合わせ

・ 教育委員会(社会教育課) ☎(63)1140 (内線)266

町民税・県民税・国民健康保険税 申告日程表[2/16~3/15]

| 日 | 時 | 対象地区等 | 会場 |
|----------|-------------|---------------------------|-------------------------|
| 2月16日(金) | 9:00~11:00 | 三ヶ瀬 | 三ヶ瀬集落センター |
| | 13:00~15:00 | 上井野 大内原 | 西門川公民館 |
| 2月19日(月) | 9:00~11:00 | 五十鈴 上町 | 門川町役場3階会議室 |
| | 13:00~15:00 | 本町 城ヶ丘 | |
| 2月20日(火) | 9:00~11:00 | 平城東 | 門川町役場3階会議室 |
| | 13:00~15:00 | 平城西 | |
| 2月21日(水) | 9:00~11:00 | 上納屋1区 上納屋2区 | 上納屋公民館 |
| | 13:00~15:00 | 上納屋3区 | |
| 2月22日(木) | 9:00~11:00 | 旭町 尾末東 中尾 | 中尾公民館 |
| | 13:00~15:00 | 後向 下納屋 | |
| 2月23日(金) | 9:00~11:00 | 西栄町 | 東栄町公民館 |
| | 13:00~15:00 | 東栄町 | |
| 2月26日(月) | 9:00~11:00 | 小松 | 小松公民館 |
| | 9:00~11:00 | 谷ノ山 | 地区会長宅 |
| | 13:00~15:00 | 松瀬 | 松瀬公民館 |
| 2月27日(火) | 9:00~11:00 | 城屋敷 | 城屋敷公民館 |
| | 13:00~15:00 | 小園 中山 | |
| 2月28日(水) | 9:00~11:00 | 庵川東 | 庵川東公民館 |
| | 13:00~15:00 | 牧山 | 牧山公民館 |
| 3月1日(木) | 9:00~11:00 | 庵川西(住所が庵川西1丁目~6丁目) | 庵川西公民館 |
| | 13:00~15:00 | 庵川西(住所が須賀崎1、2、4、5丁目、大字庵川) | |
| 3月2日(金) | 9:00~11:00 | 宮ヶ原 | 宮ヶ原公民館 |
| | 13:00~15:00 | 竹名 栄ヶ丘 中村 | |
| 3月5日(月) | 9:00~11:00 | 加草1区 加草2区 | 海浜総合公園管理棟 |
| | 13:00~15:00 | 加草3区 加草4区 加草5区 | |
| 3月6日(火) | 9:00~16:00 | 各会場でご都合のつかない方 | 海浜総合公園管理棟 |
| 3月7日(水) | | | |
| 3月8日(木) | | | |
| 3月9日(金) | | | |
| 3月12日(月) | 9:00~11:00 | 南町1区 南町2区 | クリエイティブセンター (文化会館の隣) |
| | 13:00~15:00 | 南ヶ丘 | |
| 3月13日(火) | 9:00~16:00 | 各会場でご都合のつかない方 | クリエイティブセンター (文化会館の隣) |
| 3月14日(水) | | | |
| 3月15日(木) | | | |

- なるべく上記の日程で申告をお願いします。
- ただし、都合のつかない場合はどこの会場でも申告できます。
- また、お仕事の都合で時間内に申告ができない場合は、
2月19日から2月28日の間に限り午後5時30分から午後7時まで税務課で申告することができます。ご希望の方は電話で予約してください。(☎ 63-1140 内線236~239)

確定申告会場のご案内

◎税務署から確定申告の通知を受けた方、
住宅借入金等特別控除を受ける方は、
次の会場で申告してください。



平成12年分の所得税の確定申告会場は次のとおりです。

| 申告会場 | 開設期間 |
|---------------------------|--------------------------|
| 日向市日知屋公民館 日向市日知屋1425-1 | 2月20日(火)から 2月23日(金)まで |

上記の開設期間で都合のつかない方

| 申告会場 | 開設期間 |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 延岡税務署 延岡市大貫町1丁目2915番地 延岡合同庁舎内 | 2月16日(金)から 3月15日(木)まで |

※土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日です。

※相談時間は午前9時から午後4時までです。

前年分の申告書(控)及び収支内訳書(控)を会場までご持参ください。

確定申告について
お問い合わせ先

〒882-8666
延岡市大貫町1丁目2915番地
延岡税務署 ☎0982(32)3301

わたしたちの国民年金

国民年金の障害年金等についての質問と回答


質問
私は、平成13年1月で60歳になりました。国民年金の受給要件は充分に確保していますが、運悪く平成12年の12月に脳卒中で倒れました。後一年位してなおつても、車椅子の状態だろうと医師からいわれています。障害基礎年金を請求しようと考えていますが、傷病がなおつていない時は、初診日から1年6ヶ月待たないと請求できないと聞きました。私は現在病気のりハビリ中で働くこともできず、収入もありませんので、先に受給資格のある老齢基礎年金をくり上げ請求をし、1年6ヶ月を経過したときに、あらためて障害基礎年金の請求をしたいと思いますが、そのようなことができるのでしょうか。

回答「請求することはできません。詳しくは次のとおりです。」
一、障害基礎年金は、傷病等によりはじめて医師の診療を受けた日、つまり初診日より、1年6ヶ月経過した日(またはその病状が固定し、治療の効果が期待できない状態を含む)において、障害の程度が初診日のある月の前々月まで被保険者期間があり、この被保険者期間の内、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上なければなりません。なお、平成18年4月1日前に初診日がある障害は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日のある前々月までの1年間の内、保険料を滞納した期間がなければ、障害基礎年金の対象となります。

老齢基礎年金のくり上げ支給は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が60歳以上65歳未満の間、その旨を申し出ることにより支給されます。その年金額は65歳から支給されるべき年金額から、請求したときの年齢に応じて一定額が減額され、その割合は将来も変わりません。さらに、くり上げ請求をしますと次のような不利な事が発生します。

- (一) 厚生年金の被保険者となった時は、年金の支給が停止されます。
 - (二) 国民年金の任意加入ができません。
 - (三) くり上げ請求をしたあとに障害等級に該当する状態になっても障害年金の請求はできないことになっていきます。
- 以上によって、あなたの場合は、脳卒中で倒れ、障害認定日においても

**病气やケガで
障害者になったら
障害基礎年金**



国民年金加入中に障害者になったときや、20歳前の傷病で障害者になったときに支給されます。

支給を受けるためには

- ①国民年金に加入していること
- ②国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所のある人
- ③障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日、または遺状が固定した日)に1級、または2級の障害の状態にあること
- ④初診日前に加入期間の3分の2以上保険料を納めていること(免除期間を含む)

*平成18年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。20歳前に病气やケガなどで障害者となった人は、20歳になったときから受けられます。ただし、本人の所得制限があります。

年金額は

| | |
|------|------------|
| 1級障害 | 100万5,300円 |
| 2級障害 | 80万4,200円 |

18歳に達する日の属する年度末までの間の子(障害者は20歳未満)がある場合は、次の額が加算されます。

| 子の数 | 加算額 |
|---------|-----------|
| 1人目・2人目 | 各231,400円 |
| 3人目以降 | 各77,100円 |

お知らせ連絡帳

ねんりん

都市計画に基づく「既存宅地制度」の廃止についてのお知らせ

都市計画法が平成12年5月19日に改正され、本年5月18日までに施行される予定です。これに伴い、市街化調整区域に指定された時点で既に宅地であった土地においては都市計画法の許可を受けずに建築できる「既存宅地制度」が、改正法の施行日の前日をもって廃止され、市街化調整区域において「既存宅地制度」による建築が原則としてできなくなります。ただし、あらかじめ、改正法の施行日の前日までに「既存宅地」である旨の確認の申請を行い確認を受けた土地については、自己の居住や自己の業務のための建築が5年間は認められます。詳しくは、門川町都市計画課 ☎(63) 1140 (内線296)へお尋ねください。

交通遺児に対する新入学祝金

宮崎県交通安全対策推進事業として、毎年4月に小学校・中学校に入学される交通遺児に対して「新入学祝金」が支給されます。次の事項に該当される方はお申し出ください。なお申し出された個人に関する情報は交通遺児に関する調査以外は、固く保護されます。「交通遺児とは両親又は片方の親(保護者・里親を含む)が陸上の交通事故により死亡した子供をいいます。ただし、親が再婚した場合を除きます。申し込み先 門川町役場総務課 ☎(63) 1140 (内線243) 締め切り日 平成13年2月20日まで

募集

平成12年度パソコン

初級教室の受講生募集
パソコンの基本について学んでみませんか。
パソコンを使ったことのない初

心者の方は、ぜひ参加してください。

- 1 募集対象 町内の一般成人者男女
- 2 定員 20名
- 3 日程 平成13年2月第4週～3月第3週まで
毎週火・木曜日 午後7時30分～9時30分
- 4 場所 門川小学校
- 5 講師 吉田さおり先生
- 6 募集期間 平成13年2月5日(月)～2月14日(水)
- 7 その他 テキスト代(1人1000円程度)及び保険代(1人500円程度)をご用意ください。
※申し込み・問い合わせ先 門川町教育委員会・社会教育課 ☎(63) 1140 (内線266)

ねんりんピック交流大会

2001 選手募集について
本年、5月20日(日)、21日(月)に、全国健康福祉祭の県選手選考会を兼ねた「ねんりんピック交流大会 2001」が宮崎市

で開催されます。

20種目のスポーツ・文化種目の交流大会参加者(60歳以上)を2月1日から2月28日まで募集いたします。
競技種目及び開催場所は左記の通りです。
参加申し込みや競技方法などくわしいことは、じゅぴあ財団または県庁高齢者対策課までお問い合わせください。

| 競技種目 | 会場 |
|---|------------|
| 卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ベタンク、グランドゴルフ、四半的弓道、ゲート、バードゴルフ | 県総合運動公園 |
| 弓道、剣道、なぎなた、インディアカ | 県武道館 |
| 太極拳、バウンドテニス | 市体育館 |
| ミニバレーボール | 県総合青少年センター |
| ソフトボール、ミニテニス | 県体育館 |
| 囲碁、将棋 | 県福祉総合センター |

お問い合わせ先
じゅぴあ財団 ☎0985(31) 9630
県高齢者対策課 ☎0985(27) 7058

2月のカレンダー



| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|----|---|--|--|---|---|
| 1/28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 |
| | | | | 県下一斉ねずみ駆除月間 血压測定 (9:00~10:00 門川町役場 町民室) 高齢者健康教室 (10:00~ 中央公民館) マタニティ教室 (13:30~15:00 門川町役場 宿直室) | パーフェクトメニュー 実践講座 (中級 10:00~ 中央公民館) BCG接種 (生後3~48ヶ月未満 14:00~14:30受付 総合福祉センター) | 五十鈴っ子環境会議 (10:30~11:15 五十鈴小学校) |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| かどがわ日曜朝市 (8:00~10:00アピオ広場) 門川町PTA研修大会 (9:00~12:00 総合文化会館) 男性料理教室 (8:30~ 宮ヶ原公民館) 佐藤和子先生宮ヶ原地区講演会 (14:00~ 宮ヶ原公民館) | | | 加草地区高齢者 クラブ健康講座 (9:30~ 加草公民館) | | みつばち教室 (9:30~12:00 中央保育所) | 南町保育園創立 20周年記念祝賀会 (10:30~クリエイティブセンター) |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | 胃・大腸ガン検診 (7:30~9:30受付 門川町役場) パーフェクトメニュー 実践講座 (初級 10:00~ 中央公民館) | 胃・大腸ガン検診 (7:30~9:30受付 門川駅前) 避難訓練 (14:10~15:55 五十鈴小学校) | 胃・大腸ガン検診 (7:30~9:00受付 庵川西公民館) | 町県民税・国民健康 保険税申告開始 (~3/15 各会場) 胃・大腸ガン検診 (7:30~9:30受付 門川町役場) 3歳児健診 (平成9年8~9月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター) | 学習発表会 (8:35~11:05 西門川小学校体育館) ボランティア入門教室 (14:10~15:50 五十鈴小学校) |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| かどがわ日曜朝市 (8:00~10:00アピオ広場) | | 宮崎県地域婦人大会 (10:00~15:00 県民文化ホール) 五十鈴川流域「植樹祭」 (門川町・北郷村小学6年生 11:00~14:00 北郷村小聖) | さるびあ塾 (8:30~16:30 県施設) | | 乳児健診 (平成12年10~11月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター) | 子ども健康塾 (10:00~ 中央公民館) 東臼杵郡地域婦人 発表大会 (10:00~15:00 北郷村民体育館) |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 3/1 | 2 | 3 |
| 住みよい地域づくり 町民運動推進大会 (9:00~12:00 総合文化会館) 母と子の健康教室 (10:00~加草公民館) | | とまと教室 (10:00~ 中央公民館) | | | | |

思いやりの心で豊かな人間関係を…

第7回 『差別について考えよう 4』

前回は「部落差別」とはどんなことかお話ししました。今回は、その続きです。

平成11年9月1日付の新潟日報に次のような記事が載っていました。高校生の採用にあたっての記事です。「全国统一の応募用紙以外に、国が求めないよう指導している戸籍謄(抄)本などの提出を求める事業所が多く、就職差別につながりかねない深刻な実態が浮き彫りになった。統一用紙は出身地などによる就職差別を解消するため、昭和48年に制定。労働省などでは、本人の能力や適性に関係ない出身地や家庭環境などを選考材料にすることは、差別につながるとして指導している。…」前回は『差別された人達の住んでいる地区を「部落」といい、あの人は「部落」の人と言って差別してきたのです。』と述べましたが、この「部落」を被差別部落といい、この部落の出身かどうかを知るために戸籍謄(抄)本などが必要になったのでしょうか。このような差別の現実があるから、労働省などの指導がなされているのです。

また、平成11年6月30日付の大阪新聞の「松浪健四郎のちょんまげ帖」という欄で、「差別」をなくしたいと題してつぎのような文が載っています。『…実兄から電話がかかってきた。「親戚のA子ちゃんが結婚することになった。絶対に出席しろ!」。兄貴に抵抗しない哲学は、我が家の伝統。家長には弓は引けないオキテ。結婚式に出てナゾが解けた。A子ちゃんの相手が被差別部落出身者だったのである。で、すべての親せきがA子ちゃんと縁を切ったという。兄貴が仲人をつとめ、ボクが主賓の祝辞を述べた…。』

部落差別の実態があらわれるのは、氷山の一角でしかありません。今の時代、部落差別なんてあるものですか、と語る人がいますが、自分より下の人がいると考えたり、自分より下の人をつくったりする心の動きがあるうちは、差別はなくならないでしょう。心したいものです。

催し

講演会へのお誘い

パーフェクトメニューでおなじみの佐藤和子先生の講演会が次の通り開催されます。
当日は、参加して疑問・質問なんでも、多数お寄せください。
地区健康づくり(佐藤式食事理論)モデル事業として、宮ヶ原地区(高橋義晴区長)が毎月第3日曜日に地区健康デイを設けて、区民の健康づくりに取り組んで戴いているところ
です。

今回、その一環として、講師と膝

をまじえて、より身近に聞ける佐藤和子先生による講演会を開催いたしますので、みなさんの多数のご来場をお待ちいたします。
日時 平成13年2月4日(日) 午後2時より
会場 宮ヶ原公民館
講師 大塚製菓(株)健康推進本部長 佐藤和子先生
演題 「夢を育むー正しい食生活実践のすすめー」
主催 門川町健康管理課
共催 宮ヶ原地区

特設人権相談所が開設

人権が侵されたり、侵されるおそれがあるとき、そのほか、家庭内問題や金銭貸借関係などいろいろなことで困りの方は、相談所が開設されますので、お気軽にご相談ください。相談は、無料です。
相談日 平成13年2月14日(水) 午前10時~午後3時
場所 門川町総合福祉センター
相談員 人権擁護委員 柴田重喜
" 児玉剛
法務事務官 野口奈美
問い合わせ 宮崎地方事務局延岡支局 ☎0982(33)2179

じゅびあ ふれあい交流事業

「創ろう、遊ぼう、楽しもう」
◆日時 平成13年2月25日(日曜日) 10時~14時30分(参加無料)
◆会場 延岡市社会教育センター
◆会場 延岡市プラザのべお
延岡市本小路39-1
◆自然に親しむコーナー
◆プロチづくりコーナー
◆皮のクラフトコーナー
◆クッキーづくりコーナー
◆ニュースポーツコーナー
問い合わせ先
じゅびあ財団(みやざき長寿社会推進機構) ☎0985(31)9630

成人式が1月7日に総合文化会館において行われ、この日成人を迎えられた202名の方が大人の仲間入りをしました。



祝成人おめでとう!!

誓いのことば

三 森 達 也さん (栄ヶ丘)
 姫 野 愛さん (上 町)

今月の納期

- ・ 集合税 9 期
- ・ 固定資産税 4 期
- ・ 国民年金保険料 2 月分

●町内人口

【1月1日現在人口】

| 男 | 女 | 計 | 世帯数 |
|---------|----------|----------|---------|
| 9,116 | 10,195 | 19,311 | 6,560 |
| (9,216) | (10,320) | (19,536) | (6,774) |

※()内は前月

平成12年10月の国勢調査によって数値が訂正されています。



発行日/平成13年2月1日
 発行編集/門川町役場 総務課
 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
 TEL (0982) 63-1140(代) FAX (0982) 63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。